

入札説明書（入札公告）

令和8年9月18日

公立大学法人大阪 理事長

次のとおり総合評価一般競争入札を行うので、公告する。

入札参加者は、この入札説明書（入札公告）（以下「入札説明書」という。）のほか「大阪公立大学医学部附属病院 病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）実施要綱及び大阪公立大学医学部附属病院 病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「仕様書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札に付する事項

- | | |
|----------------|---|
| (1) 業務名称 | 大阪公立大学医学部附属病院
病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入 |
| (2) 業務概要 | 別紙調達仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和9年4月1日から令和17年4月30日
なお、本業務における各工程の期間を下記に示す。
（1）システム開発
令和9年4月1日から令和10年4月30日まで
（2）機器一式借入
令和10年5月1日から令和17年4月30日まで(84ヶ月) |
| (4) 履行場所及び納入場所 | 公立大学法人大阪の指定する場所。
詳細は調達仕様書のとおり |
| (5) 入札予定価格 | 金5,672,737,099円(消費税及び地方消費税相当額を除く)
入札予定価格を超える価格の入札は失格とする。 |
| (6) その他 | ①本入札は、公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第11条第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を適用する。
②入札予定価格には、システム運用保守業務に係る費用を含まない。
③落札金額に対する各年度の支払金額は、調達仕様書「6.7. 費用に関する事項」の比率のとおりとする。 |

2 入札参加資格

次に掲げる要件を、入札参加申請書を提出した日（公立大学法人大阪（以下「法人」という。）に到達した日とする。以下同じ。）から落札決定の日までの期間において、す

べてを満たした者は入札に参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。(以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(6) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。

(7) 病床数400床以上の医療機関において、電子カルテシステム導入に関する業務を元請けとして履行した契約実績を有すること。

(8) 令和7・8・9年度 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に種目コード「140:システム企画・開発」及び「141:システム運用・保守」で登録していること。

2 入札参加申請

(1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

① 総合評価一般競争入札参加申請書（様式第1号）

② 契約実績調書（様式第2号）および添付書類

※ その他提出書類に関し、説明・追加資料をもとめることがある。なお、提出された書類は返却しない。また、受付後の総合評価一般競争入札参加申請書の撤回は認めない。

※ 提出書類に記載された個人情報については、提出にあたり必ず当該人物の同意を得ること。

(2) 申請書類等の受付期間および提出場所

① 受付期間 公告の日から令和8年10月7日(水)までの土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

② 受付場所 契約担当課（16. 担当課(1)に同じ）

(3) 申請書類は、入札参加申請期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず「一般書留」または「簡易書留」のどちらかの方法によるものとする。

(4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

(5) 提出された資格審査資料は、提出者に無断で他に使用しない。

3 入札参加資格の確認通知

総合評価一般競争入札参加申請書を提出した者に対し、その結果を令和8年10月19日（月）付で総合評価一般競争入札参加申請書に記載の担当者あて電子メールにて通知する。また、入札参加資格を認めなかった者には、参加できない理由を付して通知する。

4 仕様書等その他資料に関する質問

仕様書等その他資料の内容についての質問は、次のとおりとする。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

(1) 受付期間 公告の日から令和8年10月19日(月)までの土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

(2) 質問方法 大阪公立大学医学部附属病院ホームページ「入札・契約情報サービス」（以下「ホームページ」という。）の「各種様式等」に掲載している「仕様書等に対する質問書」のうえ、電子メールでファイル添付により提出すること。口頭又は電話による質問は受理しない。

① 電子メールアドレス 【gr-a-keki-keiyaku[at]omu.ac.jp】

※[at]を@に置き換えてください。

② 件名を「【当該入札案件名称】に関する質問」と明記すること。

③ ファイル形式は変更せずに提出すること。

④ 電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

(3) 回答方法 令和8年10月30日(金)付でホームページの本案件記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

5 入札書及び提案書等に関する資料の提出期限等

- (1) 日 時 令和8年11月13日(金) 午後5時必着
- (2) 場 所 契約担当課 (16. 担当課(1)に同じ)
- (3) 提出書類 入札書及び提案書等
- (4) 提出方法 提出期限までに所定の方法にて提出すること。なお、提出期限を過ぎた提出書類は受け付けない。

※入札書と提案書は、別送とし同封してはならない。

・入札書

「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法

※必ず、「8. 入札方法」に記載のとおり提出すること。

※入札書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

なお、「17. 入札の保留、延期又は取り止め」(1)～(3)の理由により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

・提案書等

別紙「提案書作成要領」のとおり

※封筒の表に「案件名称」及び「提案書在中」と記載し、送付履歴がわかるものを用いて郵送すること。

※提案書等の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

なお、「17. 入札の保留、延期又は取り止め」(1)～(3)の理由により、入札の保留等となった場合も同様の扱いとする。

※「提案書作成要領」及び「提案書記載依頼事項」を確認のうえ、作成要領、作成部数等必ず確認すること。

6. 開札の日時等

(1) 入札書の開札日時

①開札日時 令和8年11月16日(月) 午前10時30分

②開札場所 大阪公立大学医学部附属病院5-5会議室

(2) 開札の方法

開札は入札執行担当職員及び1名以上の入札担当職員で行い、郵送された郵送用封筒、入札書在中の入札用封筒及び提案書を開封する。また、開札の執行をビデオカメラで録画する。

7 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申請期限までに申請をしなかった者

(2) 入札参加資格を認められなかった者

(3) 入札参加申請書を提出した日(法人に到達した日とする。)から開札日時までの期間において、次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 公立大学法人大阪入札参加停止要綱(以下「停止要綱」という。)に基づく入札

参加停止措置を受けている者

イ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者

ウ 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当する者

8 入札方法

- (1) 入札書には必ず記名押印すること。
- (2) ホームページの公告ページに掲載している所定の入札書をダウンロードして使用すること。なお、入札書等は、法人より紙での配付を行わない。
- (3) 入札書には、今回の契約対象である「システム開発」及び「機器等一式借入」にかかる費用について、契約期間全体における総額を記載すること。
- (4) 入札書等に記名押印の上、「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法で、入札書等の提出期限までに指定された場所に到達するように提出しなければならない。
- (5) 入札用封筒及び郵送用封筒には、必ず、当該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を記載すること。封筒の記入方法等は、「大阪公立大学医学部附属病院病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る一般競争入札（郵便方式）入札心得の別紙「入札書の郵送方法について」のとおりとする。尚、入札書を郵送する際に、入札書以外の書類（提案書等）を同封してはならない。
- (6) 入札書および提案書等は、本法人への直接持参は認めない。
- (7) 入札書提出期限までに到着しない入札書は無効扱いとする。
- (8) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 入札書の「くじ番号」欄に、任意の3桁のアラビア数字「000～999」を記入すること。「0」の桁も必ず記入すること。
- (10) 再度入札は行わない。

9 入札参加の辞退

- (1) 入札参加者は入札参加申請の日から入札日の前日まで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札日以降は、辞退することができない。
- (2) 入札参加を辞退するとき、または参加資格を喪失する事由が生じ入札参加を辞退するときは、入札辞退届を持参又は郵送にて辞退届を契約担当課（16. 担当課(1)に同じ）に提出するものとする。
- (3) 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回し、又は当該入札に再度参加することができない。
- (4) 入札参加を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けるものではない。

- (5) 入札参加を辞退した者は、総合評価一般競争入札参加申請書受付期間中であっても当該入札には再度参加申請することができない。
- (6) 入札書の提出期限を過ぎても入札書を提出しない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

10 入札保証金等に関する方法

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

11 落札者の決定方法

「落札者決定基準」による。

12 契約条項を示す場所

ホームページの本案件の記事に掲載

13 入札の無効

- (1) 「大阪公立大学医学部附属病院 病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得第7条の規定に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格のない者の入札
- (3) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (4) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 本法人所定の入札書を用いないでした入札
- (6) 入札予定価格を超える価格でした入札
- (7) 入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札後、落札決定までの間に、2に掲げる入札参加資格のない者のした入札
- (8) 提案書の運用保守費の積算内訳書に記載された保守業務に係る提案金額が「6.7. 費用に関する事項 (3) 保守業務に係る費用の上限」の定める上限額を超える金額で提案された入札

14 入札結果の公表

- (1) 通知日時 令和8年12月15日（火）（予定）
- (2) 入札結果は落札者決定後に評価点と合わせて公表する。
- (3) くじにより落札者を決定した場合は、くじ対象入札者名、くじ対象入札者に付与した抽選番号、くじ対象入札者のくじ番号、乱数をくじ対象入札者の数で除した「余り」等を、ホームページの「お知らせ」に掲載する。

15 契約書の提出

- (1) 落札者は、契約担当課が交付する契約書に記名押印し、下記期限までに提出しなければならない。
 - (ア) 日 時 令和8年12月28日(月) 午後5時必着
 - (イ) 場 所 契約担当課 (16. 担当課(1)に同じ)
- (2) 落札者が、契約担当課が指定する期限までに契約書を提出しないときは、落札者はその権利を失う。この場合は、落札金額(長期継続契約にあたっては、落札金額を1年あたりの額に換算した額)の100分の2に相当する違約金を徴収するとともに、公立大学法人大阪入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を行うことができる。
- (3) 契約締結については令和9年4月1日以降とする。

16 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号
TEL : 06-6645-2811 FAX : 06-6645-3463

(2) 主管課

公立大学法人大阪阿倍野キャンパス事務局 医療情報課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1丁目5番7号
TEL : 06-6645-2881

17 入札の保留、延期又は取り止め

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じ入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め(以下「保留等」という。)する場合がある。

- (1) 天災地変等により郵便不着、遅延等の事由が発生したとき
- (2) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき
- (3) その他、法人がやむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき

18 調査の実施

17(2)により、入札を保留等したときは、必要に応じて入札に係る調査を行う。この場合、入札参加者は必要に応じて調査に協力しなければならない。

19 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札をした者は、入札後、入札説明書、仕様書、図面、設計書、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱に基づく入札等排除措置を受けたときは、契約を行わないものとする。

- (4) この公告に定めのない事項については、「大阪公立大学医学部附属病院病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）実施要綱、「大阪公立大学医学部附属病院病院情報システム開発業務等委託及び機器一式長期借入」の契約に係る総合評価一般競争入札（郵便方式）入札心得、法人の定める諸規定及びその他各種法令の定めるところによる。
- (5) 本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則として契約条項を示す場所で掲げている契約条項から変更できないものとする。
- (6) 契約金額が300万円以上となる場合は、ファイナンス・リースによる調達とし、落札者は、当該リース契約における支払内訳書を提出すること。支払内訳書の必要項目については16. 担当課（1）契約担当課に確認すること。
- (7) 調達仕様書「2. 5. 契約の区分」の「②機器等一式借入」の部分の契約については、提案書において、入札参加者以外の機器等一式借入に係る賃貸借を行う者（以下「リース会社」という。）が提示され、誓約書（様式第6号）及び誓約書（様式第7号）の提出により発注者が承認した場合に限り、当該リース会社と法人が賃貸借契約を締結するものとする。なお、当該リース会社は次の①②③の条件を満たしていること。
- ①公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ②公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。
- ③令和7・8・9年度 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に種目コード「158: 情報処理用機器」で登録していること。
- (8) 調達仕様書「2. 5. 契約の区分」の「②機器等一式借入」について、機器の据付、接続及び調整、インストール作業、アフターサービス・メンテナンス等の業務を落札者又はリース会社以外の事業者が行う場合、公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置期間中の者又は公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当する者であってはならない。
- (9) 落札者は本法人が指摘する期日までに入札内訳書を提出すること。

20 プレゼンテーション

提案書の内容についてのプレゼンテーション

ア 日時（予定）

令和8年12月1日（火）

時間及び場所については、入札参加資格を満たした者に対し別途通知する。

イ 実施方法

入札参加者は、20分程度で提案書の内容を説明し、その後、委員会の委員からの質問に応答すること。

なお、業務責任者として従事させる予定の者が出席すること。

ウ 出席可能人数

10名まで（業務責任者として従事させる予定の者を含む）

エ 説明の内容

提出した提案書の目次に沿って、提案内容の全体を説明すること。時間の制約上、各項目の要点を中心に説明し、特記すべき提案がある場合は、提案書の該当箇所を示したうえで説明すること。

オ その他

- ・説明に用いる資料は、提出済みの提案書（副本）のPDFデータを壇上に投影する。ページめくり等のPC操作は出席者が行うこと。
- ・貸出品は、ノートPC、提出された副本データ及び投影設備とする。
- ・当日、追加資料の配布は一切認めない。
- ・提案者名（自社名）は伏せて行うこと（出席者は名札等も外すこと）。
- ・公正・公平な入札の確保のため、プレゼンテーション終了後は速やかに退席すること。